# 令和６年度１１月　第８回　あま市農業委員会総会議事録

開 催 日 時　令和６年１１月２０日（水）　午前１０時００分　～　午前１０時２０分

開 催 場 所　あま市役所　２階　D会議室

出　席　者

| 農　業　委　員　会　委　員 | | | 農地利用最適化推進委員 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 議席番号 | 氏　　名 | 出欠 | 番　号 | 氏　　名 | 出欠 |
| １ | 太田　昌史 | 出席 | 推１ | 櫻井　博文 | 出席 |
| ２ | 辻本　雅之 | 出席 | 推２ | 毛利　康夫 | 出席 |
| ３ | 山田　昌弘 | 出席 | 推３ | 村上　英夫 | 出席 |
| ４ | 近藤　哲夫 | 出席 | 推４ | 伊藤　幸夫 | 出席 |
| ５ | 竹嶋　肇 | 出席 | 推５ | 小鹿　正実 | 出席 |
| ６ | 宮崎　君恵 | 出席 | 推６ | 竹田　隆義 | 欠席 |
| ７ | 片岡　伴造 | 出席 | 推７ | 大平　悦司 | 出席 |
| ８ | 木全　和光 | 出席 | 推８ | 丹羽　敦 | 出席 |
| ９ | 山田　英史 | 出席 | 推９ | 水谷　鋼造 | 出席 |
| １０ | 木村　日登美 | 出席 | | | |
| １１ | 鈴木　義雄 | 出席 | | | |
| １２ | 近藤　善成 | 出席 | | | |
| １３ | 武藤　多津美 | 欠席 | | | |
| １４ | 塚本　隆啓 | 出席 | | | |

議案説明及び会議に職務の為出席した者

| 職　　名 | 氏　　名 | 職　　名 | 氏　　名 |
|---|---|---|---|
| 書　　記 | 竹田　憲吾 | 書　　記 | 伊藤　秀樹 |
| | | 書　　記 | 阿部　勉 |
| | | | |

傍　聴　人　なし

提 出 議 案

| | |
|---|---|
| 日程第１ | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第２ | 会期の決定 |
| 日程第３ | 議案第２５号 農地法第３条の規定による許可申請について |
| 日程第４ | 議案第２６号 農地法第５条の規定による許可申請について |
| 日程第５ | 報告第２１号 農地法第５条の規定による届出について |

**議　長**　（あいさつ）

本日の出席につきましては、農業委員の出席数は１３人、推進委員の出席数は８人です。武藤委員、竹田委員が欠席となっております。

定足数に達していますので、令和６年度１１月あま市農業委員会総会を開会します。

本日の議案日程はお手元に配布のとおりです。

**議　長**　日程第１「議事録署名委員の指名」を行います。

８番木全和光委員及び９番山田英史委員を指名します。

**議　長**　日程第２「会期の決定」を議題とします。

本総会の会期は、本日１日限りとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

**議　長**　異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日１日限りと決定しました。

**議　長**　日程第３　議案第２５号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

**事務局**　（説　明）

議案第２５号について説明いたします。

３－２６番につきまして、説明いたします。

参考資料は１～２ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は丹波高畑、竹花、中屋敷、南屋敷地内の田及び畑の生前贈与による所有権移転となっております。

３－２７番につきまして、説明いたします。

参考資料は３～４ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は小橋方海用地内の畑の所有権移転による経営拡大となっております。

３－２８番につきまして、説明いたします。

参考資料は５～６ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町下田町田地内の田の生前贈与による所有権移転となっております。

３－２９番につきまして、説明いたします。

参考資料は７～８ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は小橋方花之木地内

の田及び畑の所有権移転による経営拡大となっております。
以上、譲受人等の経営農地に不法転用は無く、営農計画等も特に問題等はありませんでした。
こちらにつきましては、１１月１５日に山田英史委員と村上委員と現地確認をさせていただいております。
どうぞよろしくお願いいたします。

**議　長**　　議案第２５号につきましては、山田英史委員と村上委員に現地確認を行っていただきましたが、山田英史委員から現地の状況について報告願います。

**山田委員**　議案第２５号につきましては、現地を確認しましたが、農地の耕作について問題はありませんでした。

**議　長**　　ただ今、事務局及び山田英史委員から説明・報告がありました、議案第２５号について、何かご質問等はございますか。

**議　長**　　他にご質問も無いようですので採決に移ります。
議案第２５号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

**議　長**　　全員挙手です。よって、議案第２５号は承認されました。

**議　長**　　日程第４　議案第２６号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

**事務局**　　（説　明）
議案第２６号について説明いたします。
５－２９番について説明いたします。
参考資料は９～１０ページです。
借受人・貸渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は花正金岩越地内の畑で、駐車場兼資材置場への転用で所有権移転となっております。譲受人は現在、申請地の西側道路を挟んだ隣接地に本社を置き、塗装工事業を営んでおります。事業の拡大に伴い、現在の資材置場が手狭となったため、用地を確保しようとしていたところ、申請地にて話がまとまったため、今回の申請となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で１０ｈａ未満であるもので、農地区分

は、第２種農地に区分されます。業務上必要な施設で、集落に接続しているため、転用の許可が見込めます。

続きまして、５－３０番について説明いたします。

参考資料は１１～１２ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は東溝口四丁目地内の田で、駐車場兼資材置場への転用で所有権移転となっております。譲受人は現在、あま市木田地内に本社を置き、建設工事業を営んでおります。現在稲沢市内で借りている資材置場の所有者より返却の申し入れがあったため、代替えとなる駐車場兼資材置場の用地を確保しようとしていたところ、申請地にて話がまとまったため、今回の申請となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で１０ｈａ未満であるもので、農地区分は、第２種農地に区分されます。業務上必要な施設で、集落に接続しているため、転用の許可が見込めます。

続きまして、５－３１番について説明いたします。

参考資料は１３～１４ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は金岩宮廓地内の畑で、資材置場への転用で所有権移転となっております。本申請は６月に農業委員会総会にお諮りし、その後愛知県へ進達しましたが、許可前に譲渡人が亡くなられたため取下げがなされておりました。今回、相続人が確定したため、再度申請書が提出されたものです。譲受人はあま市新居屋地内に本店を置き塗装工事業を営んでおります。業務の拡大に伴い資材置場が不足する状況となっているため、資材置場用地を確保しようと考えていたところ、当該土地の隣接宅地の譲受の内諾を頂けました。その際に、土地所有者より当該農地の耕作が出来なくなるため、同時に所有権移転をしてほしいとお願いされたため、一体利用地として利用するため、今回の申請となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で１０ｈａ未満であるもので、農地区分は、第２種農地に区分されます。業務上必要な施設で、集落に接続しているため、転用の許可が見込めます。

続きまして、５－３２番について説明いたします。

参考資料は１５～１６ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は金岩上屋敷地内の畑で、一般個人住宅への転用で所有権移転となっております。譲受人は現在、申請地西側隣接地に居住しております。住宅の老朽化に伴い建て替えを計画しましたが、西側道路が土地改良事業当時からの計画道路幅となっていないため、隣接地所有者に相談したところ、譲受の内諾をいただけたため、既存敷地との一体利用による建て替えを行うため、今回の申請となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で１０ｈａ未満であるもので、農地区分は、第２種農地に区分されます。日常生活上必要な施設で、集落に接続しているため、転用の許可が見

込めます。
　以上につきましては、１１月１８日に海部農林水産事務所と現地調査をさせていただいております。また、１１月１５日には山田英史委員と村上委員と現地調査をさせていただいております。

**議　長**　　山田英史委員と村上委員に現地確認を行っていただきましたが、山田英史委員から現地の状況について報告願います。

**山田委員**　議案第２６号につきましては、現地を確認しましたが、転用に関して周辺農地への影響について問題はありませんでした。

**議　長**　　ただ今、事務局及び辻本委員から説明・報告がありました、議案第２６号について、何かご質問等はございますか。

**近藤哲夫委員**　申請番号５－３０について、東側農地に被害が出ないよう、また隣接水路に土圧が掛からないよう、注意をお願いしたい。

**事務局**　　申請代理人を通じご意見を伝え、注意するよう指導します。

**議　長**　　他にご質問もないようですので採決に移ります。
　議案第２６号を許可相当として愛知県知事に送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

**議　長**　　挙手全員です。よって、議案第２６号は承認されました。

**議　長**　　日程第５　報告第２１号「農地法第５条の規定による届出について」を事務局から報告願いします。

**事務局**　　（報　告）

**議　長**　　ただ今事務局から報告がありました、報告第２１号について、ご質問・ご意見等はございませんか。

**議　長**　　ご質問も無いようですので、質疑を終了します。
　以上で本会の会議に付議された事案は、すべて議了しました。
　よって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

**議　長**　　異議なしと認めます。

以上で本日の議事は、すべて終了いたしました。長時間にわたりご苦労さまでした。

次回の農業委員会でございますが、１２月２０日（金）午前１０時からの予定です。

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和6年12月20日

議　　長　太田　昌史

署 名 委 員　木全　和光

署 名 委 員　山田　英史